



平成 27年4月8日

各 位

会 社 名： 株式会社 サッポロドラッグストア  
代 表 者 名： 代表取締役社長 富 山 睦 浩  
(コード：2786 東証第1部・札証)  
問 合 せ 先： 常務取締役管理本部長 高 野 徹 朗  
(TEL. 011-771-8100)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 14 日開催予定の第 33 回定時株主総会に下記のとおり、付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 役付取締役の構成に関して、取締役会で機動的に定めることにより、柔軟な経営体制を構築できるように現行定款第 24 条(代表取締役及び役付取締役)第 3 項の役付取締役の条項を変更するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 29 条(社外取締役の責任限定)及び第 40 条(社外監査役の責任限定)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 14 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 14 日 (予定)

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. ～ 16. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>17. (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。<br/>2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。<br/>3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(社外取締役の責任限定)<br/>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、社外取締役(社外取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p>(社外監査役の責任限定)<br/>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. ～ 16. (現行どおり)<br/>17. <u>プリペイドカードの発行及び取り扱い</u><br/>18. <u>電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理</u><br/>19. <u>インターネット等の情報通信システムによる通信販売・販売促進サービス</u><br/>20. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役の責任限定)<br/>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p>(監査役の責任限定)<br/>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> |